

警戒レベルや避難指示発令時のガイドライン

◆虹が丘小校区（滑石地区）において、午前6時半時点で警戒レベル等が発令された場合の登校についての判断基準

警戒レベル※1	状況	●避難情報等（市町村が発令） ▲防災気象情報（国・県が発令）	登校等の対応
5	災害発生 又は 切迫	●緊急安全確保 ●氾濫発生情報 ▲大雨特別警報 等	避難場所等での待機 ※2
4	災害のおそれ高い	●避難指示 ▲氾濫危険情報 ▲土砂災害警戒情報 等	原則として避難場所等へ避難 ※2
3	災害のおそれあり	●高齢者等避難 ▲氾濫警戒情報 ▲大雨警報・洪水警報 等	注意して登校場合によっては自宅待機・避難場所等へ避難 ※2
2	気象状況悪化	▲大雨・洪水・高潮注意報 等	注意して登校
1	今後気象状況悪化のおそれ	▲早期注意情報	

「避難勧告」は廃止されています。警戒レベル4「避難指示」で、危険な場所から全員避難します。
警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません。

※1 「警戒レベル」とは、水害・土砂災害について市町村が出す避難情報と、国・県が出す防災気象情報を5段階に整理したものです。

※2 学校や公民館に行くことだけが「避難」ではありません。「避難」とは『難』を『避』ることで、「行政が指定した避難場所への立退き避難」「安全なホテル・旅館への立退き避難」「安全な親戚・知人宅への立退き避難」「屋内安全確保」の4つの行動があります。

- 原則、午前6時半までに「totoru」にてお知らせします。
- 長崎市から「緊急安全確保（レベル5）」が発令、または、気象台から「大雨特別警報」が発令されている場合、一斉臨時休業となります。
- 警戒レベル3でも、危険性が高い場合があります。御自宅の周りや通学路の状況を確認され、危険だと判断されたら無理に登校させず、自宅待機させてください。
- 登校後に警戒レベルとなった場合は、校内で安全を確保します。また、下校の際に危険な状況が確認されたらお迎え等をお願いする場合があります。その際は、学校から「totoru」にてお知らせします。
- 大雨等による被害があったり、避難所へ避難したりした場合は、学校にお知らせください。

※ 小学校は、1年生の安全を考慮した対応を取ります。中学校と異なることがあります、御理解いただきますようお願いいたします。